

学校いじめ防止基本方針

I 中村小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

「いじめはどの子にも、どの学校にも起こりうる。」「いじめは絶対に許さない。」「いじめは卑怯な行為である。」ことと踏まえ、全ての児童が安心して 学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校内外を問わず、学校組織をあげていじめ防止に取り組む。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて児童が十分に理解できるようにする。

いじめ防止等の対策は、国、市町村、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行わなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係※1にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響※2を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの※3をいう。（いじめ防止対策推進法 第2条第1項）

※1 「一定の人間関係」とは学校の内外を問わず、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人間関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

※3 行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童のに対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

3 組織的な対応に向けて

- 「いじめの未然防止・早期発見委員会（児童指導部会・定期開催）」と「いじめ対策委員会（随時開催）」を組織し、未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け、組織的に対応する。
- いじめを始めとする児童指導上の諸問題に関する校内研修を実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともにその対応能力の向上を図る。

4 いじめの未然防止に向けて

- 児童一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身に付けさせることを通して「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成する。
- いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう計画的な指導を実践する。
- 児童一人一人が、意欲をもって様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図る。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。
- 全教育活動を通じて、豊かな情操や道徳心、互いを尊重し合える態度を育成する。

5 いじめの早期発見に向けて

- 児童の声に耳を傾け、児童のささいな変化を見逃さないようにする。
- ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりを持つ。
- 児童の生活を把握するためのアンケートや定期的な個人面談を行う。
- 児童、保護者、地域からいじめに関する相談・通報の窓口を周知する。

6 いじめの早期解決に向けて

- いじめられている児童や保護者の立場に立って対応する。
- いじめの疑いがあることを認識した場合は、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思いきこむことなく、組織的かつ継続的に対応する。
- いじめている児童については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう思いやりの心や規範意識の醸成、人間関係の改善に向けて継続的に指導・援助する。
- 双方の保護者に対して、しっかりと説明し、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向けて取り組めるようにする。
- いじめを見ていた児童に対しては、いじめを自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成する。
- 学校単独で対応することが困難と判断した場合には、学校設置者と相談しながら考え、必要に応じて外部の関係機関と適切な連携を取る。
- 解決した後も、いじめられた児童、いじめた児童の双方を継続的に指導し、良好な人間関係の構築に努める。

II いじめ防止基本方針実践のための行動計画

1 組織的な対応

(1) いじめの未然防止・早期発見委員会

いじめ未然防止・早期発見のための「いじめ未然防止・早期発見に係る委員会（定期開催）」として、児童指導部会が兼任する。

① 委員

児童指導主任 児童指導副主任 学年主任 養護教諭（教育相談係）

② 実施する取組

- ・ 週1回の定期開催
- ・ 情報交換による児童の状況の把握と情報の共有 等
- ・ 要配慮児童への支援方針決定 等
- ・ 校内研修の企画・立案
- ・ 「いじめ防止基本方針」を始めとしたいじめ問題への取り組みの評価と改善

(2) いじめ対策委員会

いじめが起きたとき、またはいじめの疑いがある事案が発生したときの対応のため「いじめ解決対策委員会（随時開催）」を組織する。

① 委員

校長、教頭、教務主任、児童指導主任、児童指導副主任、学年主任 教育相談担当(養護教諭)、該当児童担任、その他必要に応じて真岡市心理相談員、スクールカウンセラー等

② 実施する取組

ア 調査方針、分担等の決定

- ・ 行動の優先順位の決定
- ・ 関係のある児童への事実関係の聴取……該当児童担任、児童指導主任
- ・ 緊急アンケートの実施……教育相談担当
- ・ 保護者への連絡……該当児童担任、児童指導主任、教頭
(複数の職員で、丁寧に対応する。)
- ・ 市教育委員会への報告……教頭
- ・ 関係機関への連絡……教頭、児童指導主任
(必要に応じて、警察、児童相談所、人権擁護機関、福祉関係、医療機関等)

イ 指導方針の決定、指導体制の確立

- ・ 学年、学級への指導、支援
- ・ 被害者、加害者等への指導、支援
- ・ 観衆、傍観者等への指導、支援
- ・ 保護者との連携
- ・ 県教育委員会との連携
- ・ 関係機関との連携

2 いじめの未然防止

(1) いじめの起こらない学校づくり

① 道徳教育、特別活動、人権教育など様々な教育活動の指導計画の中にいじめのない学校づくりに向けた指導を位置付けて、組織的かつ計画的な指導に努める。

ア 学業指導の充実

- ・「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
- ・「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

イ 道徳教育の充実

- ・道徳教育を充実させるとことにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳性を育成する。

ウ 特別活動の充実

- ・望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- ・生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、体験活動の充実を図る。
- ・児童の主体的な活動を推進する。
- ・自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりをする。

エ 人権が守られた学校づくりの推進

- ・児童一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことのできるよう、様々な場面を通してしっかり指導する。
- ・自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
- ・いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちで人間関係の問題を解決できる力を育成する。

オ 保護者・地域との連携

- ・「学校いじめ防止基本方針」について地域に周知し、多くの目で児童を見守る。
- ・保護者からの情報
- ・学校評価などを活用するなど、「学校組織としてのいじめの問題への取組」について、改善を図る。

(2) ネットいじめの未然防止

① インターネットのもつ便利性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に以下の点について重点的に指導する。

ア 個人情報をもやみに掲載しない。

イ インターネットを介した他人への誹謗、中傷を絶対にしないこと

ウ 有害サイトにアクセスしないこと。

② 家庭における情報機器（通信機能付きゲーム機を含む）の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努める。

3 いじめの早期発見

(1) 早期発見のための認識

① ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

② 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。

(2) 早期発見のための手立て

① 児童が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活を送れるよう配慮する。（「相談ポスト」の設置等）

② 児童指導部会において、気になる児童の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。

③ 教育相談「先生と話そう月間」を年2回（6月・10月）に実施する。

④ 児童が安心していじめを訴えられるような「いじめの実態を把握するための調査」を工夫し、定期的及び随時実施する。（QUテスト、学校生活アンケート）

⑥ 保護者にも十分理解され、保護者の悩みにも応えることができる教育相談体制を整える。

⑦ 児童、保護者にいじめの相談・通報窓口を周知することにより、相談しやすい体制を整える。

4 いじめの早期解決

(1) 早期解決のための認識

- ①いじめられた児童や保護者に対し、徹底的に守りとおすことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- ②いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

(2) 早期解決のための対応

- ①いじめ解決対策委員会が中心となり、関係のある児童への聴取や緊急アンケートの実施等により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際必要に応じて、市教育委員会に報告すると共に関係機関と連携をとる。

(3) 児童・保護者への支援

- ①いじめられている児童の保護者及びいじている児童の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの事案に係る情報を共有する。
- ②いじめを解決する方法については、いじめられた児童及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する
- ③双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
- ③いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導・援助する。
- ④いじめた児童が十分反省し、行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導・援助に当たる。
- ⑤いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導・援助を行う。

いじめの解消とは

- ①いじめに関わる行為が相当の期間止んでいること（「相当の期間」を3ヶ月とする）
 - ②いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないこと
- とする。

(4) いじめが起きた集団（観衆・傍聴者）への働きかけ

- ①いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を行き渡らせる。
- ②はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
- ③いじめをやめない限りは、観衆も傍観者もいじめる側に入ることを認識させる。
- ④いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気をもつように伝える。

(5) ネットいじめへの対応

- ① ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ解決対策委員会で情報を共有するとともに教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- ② 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(6) 関係機関との連携

- ①市教育委員会に報告する。
- ②必要に応じて、警察、児童相談所、人権擁護機関、医療機関等と連携をとる。

(7) 解決後の継続的な指導・援助に向けて

- ①単に謝罪のみで解決したものとすることなく、継続的に双方の児童の様子を観察しながら、組織的に指導・援助する。
- ②双方の児童及び周りの児童が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

5 重大事態への対応

法における重大事態

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害※4が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間※5学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

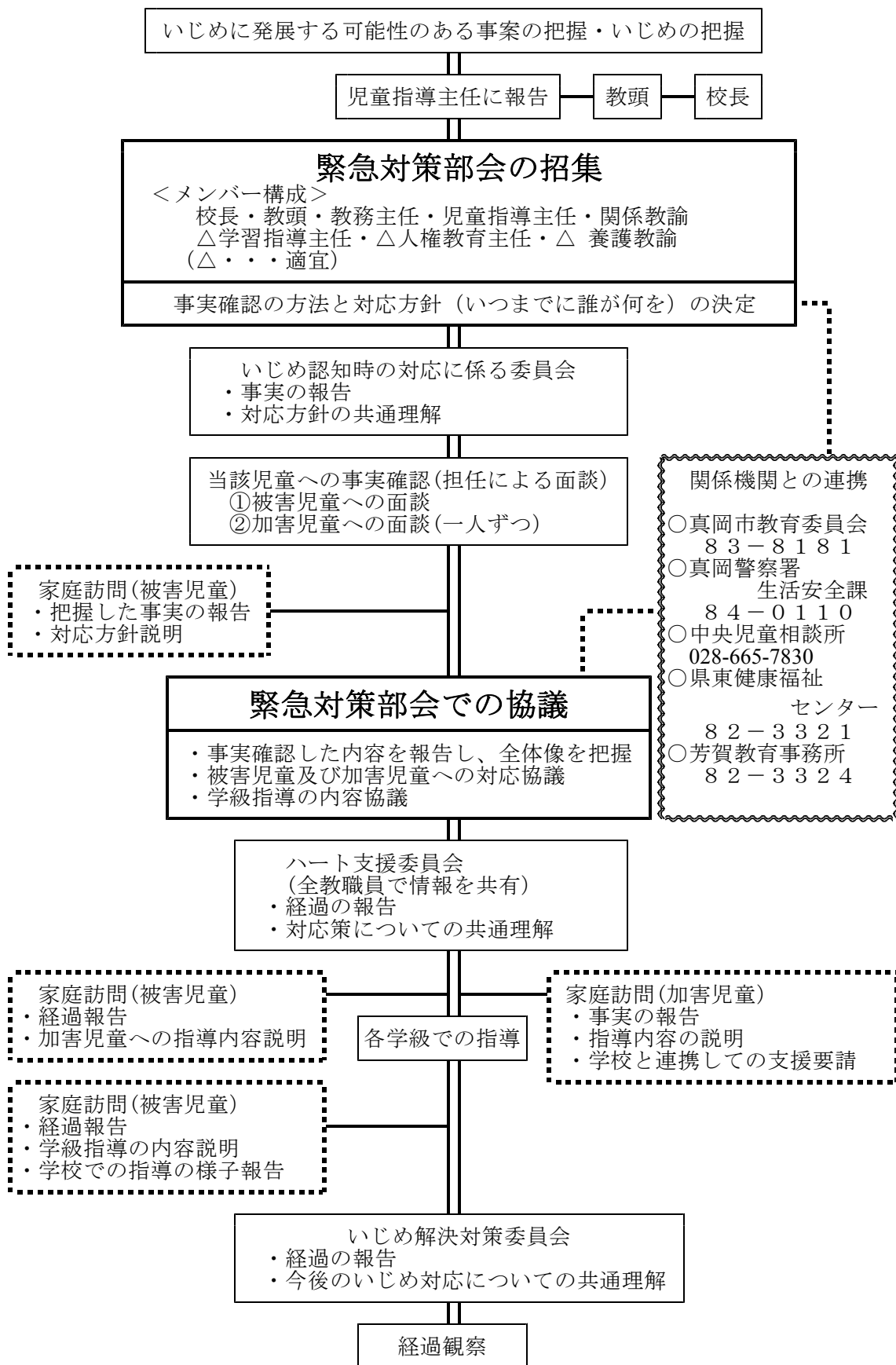
※5 「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、児童が自殺を企図した場合、心身に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などである。さらには、児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときとする。

※6 「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ年間30日とする。また、左記の目安にかかわらず、一定の期間、連続して欠席しているときとする。

- (1) 当該重大事態に係る事案については、教育委員会に報告すると共に、その指示を受け、調査委員会等を組織して調査にあたる。
- (2) 必要に応じて所轄警察署、弁護士、医師等の関係機関に通報し、協力を仰ぎながら対応にあたる。
- (3) いじめられた児童やその保護者及びいじめた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- (4) 当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け努力を依頼する。
- (5) いじめ対策委員会を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。

6 基本方針等の見直し

基本方針の策定から3年を目途として見直しを検討し、必要な措置を講じる。



※ 関係児童への面談の記録を残す。(担任)
 ※ 緊急対策部会の協議内容、事案への対応の記録を残す。(児童指導主任)